

そらぞら

2005.12

No. 15



2005年は
日韓国交回復40年
日韓友情年

第15回 八尾国際交流野遊祭(P3「特集」とP6「この人」)のNPO法人トッカビ子ども会が事務局として開催

もくじ

特集

2 動き出す人権教育計画づくり

北 建夫さん(高槻市市民協働部理事) / 笠原 秀己さん(八尾市人権協会) / 岡田 真美さん(地域生活支援センター「ちのくらぶ」)
仲谷 真一さん(地域生活支援センター「ちのくらぶ」) / 高橋 佳代子さん(NPO法人トッカビ子ども会)

4 人権随想 「これからの人権教育に求められるもの」

平沢 安政さん(大阪大学大学院人間科学研究科教授)

6 この人 「異文化があってあたり前の社会が、 真の友情につながる」

パクヤンヘン
朴 洋幸さん(NPO法人トッカビ子ども会代表)

7 NPO・草の根活動 コリアボランティア協会

7 教材紹介 人権啓発ビデオ 今でも部落差別はあるのですか? ～マイナスイメージの刷り込み

8 人権相談の現場から 障害者に関する相談

9 シリーズ 人権を学ぶ場をつくるとは③ 栗本 敦子さん(Facilitator's LABOくえふらぼ)、VAW研究会)

10 大阪府では… 大阪人権博物館(リバティおおさか) 12月4日リニューアルオープン

11 お知らせ

12 まちを歩く【第11回】 旧猪飼野・コリアタウン 人権啓発詩 「気持ち」

12月10日は
「人権デー(Human Rights Day)」
12月4日から10日までは
「人権週間」!!

12月10日は「世界人権宣言」の第57回目の誕生日です!

動き出す人権教育計画づくり

人権教育のための国連10年が終わりましたが、引き続き人権教育や啓発を積極的に進めていくため、大阪府内の市町村では、人権教育や啓発の計画づくりが動き出しています。

私たちの人権にかかわる施策は、その計画に基づいて行われます。

私たちにとって、とても身近なはずの計画ですが、計画があること自体を知らない人もいらっしゃるのではないのでしょうか。今号では、特色のある二市（高槻市・八尾市）の取り組みをご紹介します。

市民と一緒に「生きた人権施策」をつくっていききたい

多様化・複雑化する人権問題

1977年の「人権擁護都市宣言」をはじめとして、これまで高槻市ではさまざまな人権・同和行政の取り組みを行ってきました。そして前々年度（2003年度）、これまでの取り組みを踏まえて「高槻市人権施策基本方針」を策定、さらに前年度（2004年度）は「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画

（アクションプログラム）」をとりまとめました。

なぜ今、改めて基本方針とともに、アクションプログラムを策定したのか。現在、社会環境の急速な変化に伴って人権問題が多様化・複雑化し、さらに新たな人権問題が生じている時代背景があります。さらに、1999年4月より推進してきた「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」が2005年3月をもっ

て終了することと、2005年1月から始まった「人権教育のための世界プログラム」の今後の展開を視野に入れ、これまでの高槻市の人権施策の取り組みの発展・継承をめざしていくために、基本方針及びアクションプログラムを立ち上げることにしました。

特に基本方針及びアクションプログラムの策定にあたっては、高槻市人権施策推進審議会から答申をいただくとともに意見も聴きました。また、市民意見の募集を行い、さらには2003年10月に実施した「第4回高槻市人権意識調査」の結果についても行動計画に反映させるように心掛けました。

高槻市における人権施策の3本柱

率直に申し上げると、基本方針を踏まえて、行動計画の策定については、あくまでも行政自らが主体的に策定すべきものであるとの観点から、アクションプログラム策定に対して、審議会

から意見を聴くことについての議論が内部ではありました。しかし、行政評価の公表が始まっているように、行政運営の透明性を確保し、説明責任を果たしていかなければならない時代です。しかも、審議会は公開しており、議事録も公表しています。具体的な事業計画を明らかにしていくことで市民の共感や参加意識が得られ、ひいては人権施策の理解にもつながるのではないかと考え、審議会の議論を経てアクションプログラムの作成を進めました。

「女性」「子ども」「同和問題」などの課題ごとに共通する「人権」という視点を大切にして、トータルな人権施策として最も効果的なものにするために、三つの柱を立てました。一つ目は、人権教育・啓発によって豊かな人権感覚を育てていくといったことです。二つ目は人権擁護と救済の仕組みづくりです。三つ目としては「あらゆる人権問題は社会全体での取り組みが必要である」ことから、社会全体で取り組むという合意形成とさまざまな団体の参画を進めることです。

行政と市民意識とのギャップを埋めるために

今回、審議会や市民の声を聴きながら策定したアクションプログラムですが、これからも検討すべき課題が残されています。今回のアクションプログラムにも反映させた「第4回高槻市人権意識調査」では、子どもや在日外国人の人権問題に理解や共感を示す人が多かったのですが、同和問題では前回よりも市民の共感度が低くなっていました。これは私たち行政の取り組みと市民意識との間にギャップがあることを示していると思います。今後の人権教育・啓発のなかで同和問題に対する教育や啓発をどうするのかという貴重な示唆であると受け止めています。

高槻市はこれまでも積極的に同和問題をはじめとする人権諸課題の解消に向けて取り組んできました。こうした流れを受け継ぎ、さらなる発展をめざすことによって、今回のアクションプログラムができたと思っています。形だけで終わらないよう、これからも審議会の意見を受けながら行動計画の推進に努めていきたいと考えています。市民のみならずにもぜひ参加していただき、活発な意見交換をするなかで、行政と市民との距離が少しでも縮まることを期待しています。



きた たて お
北 建夫さん
高槻市市民協働部理事

市民と行政の「協働」を通じて互いの成長を

市民活動を施策に反映させていきたい

笠原 八尾市では市民と行政とが協働で人権教育・啓発プランづくりに取り組んでいます。私は、同和事業に携わってきて、人権啓発を民間の側からつくっていきたくてずっと思ってきたのですが、見回してみると八尾市には人権に関わる市民活動を行っているNPOやグループ、人材がけっこういるのに気づいたんです。同時にその人たちと市の啓発事業がなかなか結びついていないのを強く感じました。ちょうど八尾市が「人権教育のための国連10年行動計画」の後継計画を考える時期だったので、「行政や学校と一緒に人権教育・啓発プランを作っていきたい。それもできるだけたくさんの人とワークショップ形式でワイワイ言いながら進めていきたい」と市に提案したのがきっかけです。

岡田 私は精神障害者地域生活支援センター「ちのくらぶ」のスタッフです。活動のひとつに啓発活動があり、特に当事者が作詞作曲した歌や体験談に基づいた朗読劇を披露する「トーク&ライブ」に力を入れています。精神障害に対する偏見が根深いなか、こうした活動をしやすいしたり、私たちの存在を身近に感じてもらえたりしたらいいなと思って、プランの策定委員に応募しました。

仲谷 私も「ちのくらぶ」でピアカウンセリング部長をしています。障害には「精神障害」「知的障害」「身体障害」の3つがありますが、前の行動計画からは「精神障害」の部分が抜けていたんですね。プランを作るなら、ぜひ精神障害に対する教育・啓発を強調してもらいたいと応募しました。

高橋 私は在日コリアンをはじめ、ベトナム、中国、フィリピンにルーツを持つ子どもたちや親のサポート活動をしているトッカピ子ども会でも活動しています。日本語あるいは生活の大事な部分に関わる制度がわからないということで、いろいろな相談を受けます。教育や出産、育児などの制度がわからないというのはとても不安なもの。みなさんの声を行政に届けて、施策に反映させていけたらと思ったのが応募の動機です。

ワークショップで行動計画づくり

笠原 プラン策定委員会議の構成や進め方も協働で考えてきました。構成は、市の委託等で啓発事業を担っている団体から6名、公募から13名、学識者1名となっています。専門部会は学校園部会、職場研修部会、市民学習部会の3つからなります。専門部会はそれぞれ月1~2回の会議を積み重ね、出された

意見をプラン策定委員会議に上げます。みんなが意見を出し合えるようワークショップも毎回、工夫しています。

岡田 プランづくりを通じて、さまざまな制度や地域で行われていることについて行政がどう関わっているのかを知ることができたと、自分自身も勉強になることが多いです。

仲谷 たとえば行政の施策では同じような内容のものが重なっていたり、入るべきはずのものが入っていないなど、色々と気づくところがあります。プランにぜひ盛り込みたいのは、1回のイベントにお金をかけて有名人を呼ぶなら、地域で10回の小集会をやって私たちを使ってほしい。人権教育・啓発という固いけど、パソコン教室の教材に「人権尊重の社会づくり条例」の条文を使ったりすれば自然に学べます。今までのやり方にとられない、柔軟でユニークなプランをつくりたい。

笠原 地域のNPOが活躍できる仕組みをつくりたいですね。そのために、行政がNPOと協力するとともに、対価をきっちり払うという仕組みをつくりたいです。

高橋 そうなんです。だから施策に反映させて予算をつけてもらいたいのです。でも、まずは施策をつくるにあたって、こうして一市民が発言する場を行政がつくったことに大きな意味があると感じています。

笠原 ワークショップを重ねるなかで、行政の側だけでなく、市民自身の足りない部分も見えてきます。プランを一からつくっていくのは大変なことですが、この過程そのものが市民を育て、行政を育てていると言えるのではないのでしょうか。そしてプランができた後、どう具体化するのかというところで本当の協働が始まると思います。



右から
 笠原 秀己さん 八尾市人権協会
 岡田 真実さん
 地域生活支援センター「ちのくらぶ」
 仲谷 真一さん
 地域生活支援センター「ちのくらぶ」
 高橋 佳代子さん
 NPO法人トッカピ子ども会

いま作られている人権教育や啓発の計画が、何のために、そして誰のために作られるのか。計画を作る過程や、実際に事業を進める時に、そのサービスの受け手である市民が主役になれるかどうか。また、市民の側も、それを自分たちの活動を発展させるものになっているかどうか。私の住むまちが、人権が大切にされたまちになるために、問われてくることではないでしょうか。

これからの人権教育に 求められるもの



ひら さわ やす まさ
平沢 安政さん
大阪大学大学院
人間科学研究科教授

●「人権教育のための国連10年」の成果

「人権教育のための国連10年」（以下「10年」という）は、「豊かな人権文化を世界中に築く」ことを目的として、1995年から10年間世界的に取り組まれ、日本の人権教育のあり方に大きな影響を与えたといえるだろう。

この「10年」を通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題へのこだわりをもった教育が人権教育として包括的に語られるようになり、参加体験型学習に代表されるような形で学習者中心の人権学習が広がった。また、自尊感情やエンパワメント、多文化共生の考え方、また市民としての社会参加や社会変革への関わりなど、個のレベル、他者関係のレベル、社会関係のレベルのそれぞれにおいて、人権が具体的な姿・形をもつものとして多様な切り口で語られるようになった。こうして、すべての人が「我がこと」として人権をとらえる視点が広がったといえるだろう。

人権学習のカリキュラムづくりにおいては、人権教育を通じて育むべき知識・スキル・態度というようなとらえ方で教育学の枠組みにのっとった議論が広がってきた。同時に、組織的・体系的な取り組みが重要であるという認識が広がったことも指摘できる。さらに、NPOや地域コミュニティと協働して人権教育に取り組むという考え方が推奨されるようになったことや、国際社会におけるさまざまな人権教育の理論や実践に積極的に学ぼうとする姿勢が強まったことも重要な意味をもっている。このように、日本の人権教育は「10年」を経て確実に進化している。

●「世界プログラム」がめざすもの

2005年からこの「10年」を引き継ぐ形で、「人権教育のための世界プログラム」（以下「世界プログラム」という）が始まった。「世界プログラム」はまず第1段階として2005年から2007年までの3年間を設定し、初等・中等教育における人権教育の推進に重点をおくことになっている。

「世界プログラム」は人権教育に取り組む際の原則を9点挙げているが、これらは、今後の人権教育をグローバルな視点で評価するうえで、重要な検証軸となるだろう。9つの原則を簡略化して言い換えると、1) 人権の相互依存性、不可分性、普遍性 2) 違いの尊重と理解、反差別 3) 貧困や紛争などと人権を結合する視点 4) 地域社会や個人など、当事者の人権上のニーズ把握とエンパワメント 5) 異なった文化背景や歴史をふまえる視点 6) 人権文書や機構についての知識とそれらを活用するためのスキル 7) 参加型教育手法の活用 8) 人権的な教授・学習環境 9) 日常に根ざしながら、現実の変革につながるような参加の力を育てる、ということである。

つまり、「世界プログラム」が推進しようとしている人権教育は、各国や地域の独自性をふまえ、世界が獲得してきた人権の諸原則や約束事を大切にしながら、異文化理解と反差別の視点で人権学習が活性化されるような学習環境と学習方法論の活用を求めている。

そこでは、日常から出発しながら当事者をエンパワーする視点や、人権を貧困や紛争とも結びつけてとらえる視点を強調しており、このような点に「世界プログラム」における人権教育の総合的なとらえ方が特徴的

に示されている。

●「世界水準の人権文化」に焦点を

世界中に豊かな人権文化を創造し、確立することが人権教育の目標とされているが、人権文化には2つの側面があると考えられる。

一つは、それぞれの土地や人々に根付いた人権の概念、人間の尊厳に関わる優先的価値、人権侵害のとらえ方など、独自性と固有性をもった人権文化である。これを「日常世界の人権文化」と呼ぶことにする。もう一つは、人権に関して国際的に合意され、確立されてきた基準に象徴される普遍的な人権文化である。これを「世界水準の人権文化」と呼ぶことにする。「世界プログラム」がとりわけ焦点をあてているのは、このような「世界水準の人権文化」であろう。

2005年10月に出された文部科学省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」による「第二次とりまとめ」では、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という言い方で課題提起が行われている。「自他の尊厳の尊重」は人権の基本原則であり、このことを平易に表現している点はすばらしいのだが、「他の人」を学級や地域コミュニティなどの身近な人間関係に限定してとらえてしまうと、グローバルな視点や正義・公正の価値を第一に考える発想になりにくくなってしまふ可能性がある。「他の人」に日本社会のさまざまな被差別者や地球規模の構造的暴力や差別の犠牲者を含めて考える視点が重要であり、その意味では「世界プログラム」が志向する「世界水準の人権文化」をものさしとして、「自他の尊厳の尊重」という人権の基本原則を追求する必要がある。

「世界プログラム」が強調しているのは、地球規模

の人権問題をふまえて人権教育に取り組むことであり、そのベースとなるのは国際社会が合意した人権の基本原則なのである。

「世界水準の人権文化」から発するベクトルは、このような人権の基本原則と国際社会における人権の現実を踏まえながら、人々が国際的な人権基準について認識を深めるとともに、それらの合意事項を社会や日常の中に実現していくことを問題にしている。

●人権教育のパワーアップをはかる

日本においては「わたしと小鳥と鈴と（「みんなちがって、みんないい」）」とか「世界にひとつだけの花」など、個の違いを大切にしようとするメッセージをもった詩や歌が人気を得ており、そのような考え方を歓迎すること自体はとても好ましいことである。しかし、それが権力関係への視点を欠いてしまったり、狭い人間関係の文脈を前提にして語られたりするとき、単なる「身近な人に対する思いやり」の枠に陥ってしまう可能性がある。

日本の人権教育にとって、これまで同和教育を中心に育んできた「差別の現実から深く学ぶ」という哲学、および「働きかけることによって人は変わりうる」という人間の可能性や教育の力に対する確信を継承しながら、地球市民としての主体を育てていくために必要な戦略と方法論をいっそう発展させることがいま求められている。そのためには、「世界プログラム」をはじめ、諸外国の人権教育の理論と実践に学び、応用可能な事柄を積極的に取り入れながら、日本の人権教育を「世界水準の人権文化」にも対応できるものへと一層パワーアップさせる必要がある。

用語解説

●参加型教育（ワークショップ）

指導・被指導の関係で学ぶ学習でなく、参加者が積極的に他者の意見や発想から“学びあい”、最後に皆で自らの“ふりかえり”をするという、学習のプロセスでの学びを大切にす手法をいいます。問題解決を図るとともに、態度や技能（スキル）を身につけられるという特長があります。

●エンパワメント

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すことをいいます。

●自尊感情

自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を大切にす気持ちをさします。

●ピアカウンセリング

〔ピアは仲間、同等の人の意〕

同じ職業、社会的立場や障害を持っているなど、同じ仲間同士として行われるカウンセリングをいいます。



パク ヤン ヘン
朴 洋幸さん

(NPO法人トッカビ子ども会代表)



「異文化があってあたり前の 社会が、真の友情につながる」

国籍や民族名を隠して生きることの意味

大学時代、サークル活動のなかで在日の問題に関わるようになったのが、朴洋幸さんと「トッカビ子ども会」（以下トッカビ）との出会だった。トッカビは、差別のために荒れる子どもたちをサポートするために、被差別部落で暮らす在日コリアンの活動として生まれた。朴さんにとって、子どもたちが民族名で名乗りあう姿がとても新鮮だった。

「ぼく自身は、19歳になるまで日本名を使っていました。小学校に入学した頃に母親から“韓国人だということと言ったらあかんよ”と言われたんです。韓国人だと名乗っていた同級生が差別的な言葉を言われているのを何度か目撃したこともあり、隠すことが自然と身につきました。

大学入学後、サークルの先輩に在日韓国人の父親がダンボール回収の仕事をしていることや母親が日本人であることを何気なく話したら、“その背景には、就職差別や結婚差別があったはずや”とまるで聞いてきたかのように解説されて驚きました。祖母に確かめると、確かに先輩の言ったとおりでさらに驚きました。

この時、隠すということしか考えてこなかったことが実はものすごく大きくて深い問題だと知りました。トッカビ出身の後輩が民族名を名乗っているのにも刺激を受け、民族名を名乗るようになったんです。」

韓国人であることを隠して生きることは、特別にしんどいわけではない。しかし保険証やパスポートなどが必要な場面では緊張を強いられる。「民族名を名乗ったのは、民族性や民族意識にこだわっているのではなく、もともとの名前ですきたいという素直な気持ちなんです」と朴さんは言う。

異文化と接することで自分のルーツも振り返る

「今、トッカビには中国帰国者やベトナム難民として親とともに渡日した、あるいは親の渡日後に日本で生まれた子どもたちがたくさんいます。家庭生活にはベトナムや中国の文化が色濃く残り、多くの親たちが日本語を十分には理解できません。一方、学校で過ごす時間が長い子どもたちは自由に日本語を話し、日本の文化になじんでいきます。

そうすると子どもたちは成長するにつれて、日本語を話せない親を恥ずかしく思ったり小馬鹿にしたりするようになるんですね。一方で、子どもたちはよく“ベトナム語しゃべれるの？”“中国語、しゃべってみてよ”と言われます。日本で育った子どもたちにとって、なじみのない母国の文化を背負わされるのはしんどいものです。」

「自分は何人なんだろう？」と、子どもたちの気持ちは揺れる。差別を恐れる親の思いもあり、中学入学を機に日本名に変える子どももいる。「“隠して生きる”という意味では、まさに在日コリアンがずっと抱えてきた問題と同じだ」と朴さんは感じている。

日韓国交回復40年や「韓流ブーム」と言われているが、在日コリアンをはじめとした異文化が隣にあることに気づかないという日本社会の問題は歴然と存在する。

朴さんは実感をこめて、こう話す。

「自分とは違う文化や考えをもつ人たちがいます。そしてそれぞれ国や民族を背負っているのではなく、地域で一緒に生まれ育っているという意識が浸透していかなければ、真の共生や友情は成り立たないのではないのでしょうか。」

NPO・草の根活動**コリアボランティア協会
—民族、国境、ハンディを越えて—**

市民フェスタおおさか (05.10.23) へ参加

コリアボランティア協会は、1994年1月の立ち上げ以来、「民族、国境、ハンディを越えて」をキーワードにあらゆるボランティア活動の実践に取り組んでいます。活動内容は、高齢者・障害者（注）の日常生活支援、阪神大震災での被災者支援、生野コリアタウンフィールドワークおよびボランティア研修の受け入れ、ハングル教室、各種イベントでのバザー出店、ニュースレターの編集発行作業等々です。

当協会では、社会的弱者の立場を基本にした問題意識で以上のような活動に取り組んでいます。およそ社会問題と

呼ばれるものは、個別具体的な問題の集合であり、解決のためには二つのアプローチがあり得るでしょう。一つはシステムそのものに手を加える社会的な改革であり、もう一つは個別の問題に対処する草の根の取り組みです。この草の根の取り組みが個別的な範囲だけで完結せずに、社会的な問題として捉え返されることが重要だと思います。当協会も、そうした“個別の問題の社会化”をめざして取り組んでいます。

高度経済成長が終わって久しい昨今、人々の価値観も揺らぎを見せています。何が大切で何が幸福かが多様化し、ある意味で混沌とした様相を呈しているでしょう。こうした状況の中、「共生」という考え方が根付かなければ、違う価値観の人を互いに排除し合う殺伐とした社会になってしまいます。どんな形でも結構です。多様性を認め合う実践に加わってみませんか。

連絡先

〒544-0033 大阪市生野区勝山北3-8-31
TEL: 06-6717-7301 FAX: 06-6717-7302
ホームページ: <http://korea-v.com/>

（注）「^{がい}碍」という漢字のもつ意味は「さまたげる、じゃまをする、障壁でさえざる」ことです。障害をもつ当事者からみて、自分たちの周りに物理的・心理的な壁が張り巡らされていることを、「^{がい}碍者」ということばを使って表しています。

教材紹介

人権啓発ビデオ(2005年作品) 今でも部落差別はあるのですか? ～マイナスイメージの刷り込み



2003年3月末をもって同和对策事業に関する特別措置法が失効し、一般施策のなかで同和問題の解決をはかる時代になった。しかし、同和地区の環境改善により差別現象が見えにくくなったことと、特別措置法失効のイメージが結びついて「差別

がなくなっているのではないか」という誤解を招いているようです。

部落差別は、誰から伝えられ、どういうふう（^{でんぱ}）に伝播していくのか？ 部落差別を温存してきた社会システムとそれを支えてきたサイクルを考えあう問題提起ビデオ。ドラマ部を視聴した後「かるがもシート」や「乗り越えシート」に記入してグループ討議をし、学びを行動化するための新しいタイプのビデオ教材です。

第1部/ドラマ

ドラマ構成による問題提起
絵本作家の卵・秋江は、同和問題をテーマにした子ども用の絵本づくりを依頼され、シブシブ勉強することとなった。多くの人と出会い、話を聞くうちに「アッ、あれが差別だったとは!」。いったん、差別に気づくと驚くほどたくさんさんの差別があることに気づく。描こうとした「かるがも」の姿は私自身だった」と秋江は痛感しながら、次第に目覚めていく…。

第2部/解説

ドラマを再現しながら市民意識調査データをもとに解説。同和地区への偏見から生み出されるものだけが差別ではなく、現代の部落差別は「触らぬ神に祟りなし」というような「避ける」という忌避意識」のなかにあるのではないだろうか？ 市民意識調査や多くの報道記事などを参照しながら、今、もっとも緊急の人権課題は何であるのかについて問題提起し、解説する。

●所要時間：ドラマ部/約25分、解説部/約13分

VHS/カラー/38分(字幕入り)、価格 35,000円+消費税
企画 人権啓発ビデオ制作委員会(社)部落解放・人権研究所/大阪府/大阪市/堺市
問い合わせ先
内容に関すること→(社)部落解放・人権研究所啓発企画室
TEL.06-6568-1301 FAX.06-6568-0714
販売に関すること→(株)解放出版社
TEL.06-6561-5273 FAX.06-6568-7166

人権相談の現場から

障害者に関する相談

事例①

相談 統合失調症（※注）の女性のところに、知らない人から電話がかかってきた。女性は、「金を返せ」と迫られるので、家に帰るのを怖がっている。しかも一人暮らしで、家に訪ねて来たらと考えると夜も眠れない。最近は、ますます頻繁になってきているので、体調を崩し、追い詰められている。

対応 本人宅を訪問、確認したところ、2件の債務があることが判明。転居費用として15万円を消費者金融より借りることを不動産業者より勧められたもので、月々1万5千円返済していたが、通帳を紛失しており詳細は分からない。もう一つは、和服セットを業者に勧められ、クレジット会社を利用して購入したもので、品物も受け取らず、未払いのまま放置していた。いずれも、本人の理解のないまま契約に至ったようである。

この間、本人は自殺未遂などが頻繁にあって、その度に入退院を繰り返している。この問題にどう対応してよいか解らず、それが不安定になる一因になっていたようである。自宅には裁判所から仮執行の書類が届いていたこともあって、本人と共に大阪後見支援センターに相談のうえ弁護士の援助を受けた。その結果、両契約とも払いすぎの事実を確認、あるいは業者との合意により、債務がないこととなった。

日常生活における金銭管理について、統合失調症の人やその保護者が知識を高められるような支援策や、相談窓口の周知が必要である。

（※注）統合失調症（Schizophrenia）

「精神分裂病」という病名は、「精神それ自体の分裂」と解されることが多く、そのことが医学の一病名の枠を越えて、患者の人格の否定など、精神病に対する差別や偏見につながる一つの要素であるため、名称が変更されました。

事例②

相談 作業所の関係者より寄せられた相談。作業所に通う知的障害者の身体にアザなどの傷が見受けられる。家庭で家族から暴力を受けているようだが、どのように対応すればよいか。

対応 関係機関（福祉事務所、作業所、知的障害者サポートセンター）によるケース会議を開催し、当面の対応を協議することを提案した。会議においては、▽作業所において事実関係の把握▽本人への働きかけ（意思の確認等）▽家族への働きかけ（家族の抱えている問題の把握。本人へのショートステイなど、様々な福祉サービスの活用）▽緊急時の対応（本人からのSOSのサイン

を受け止め、逃げ場所の確保）などについて協議し、具体的に対応していくことになった。

その後、福祉事務所、作業所職員が本人・家族へ働きかけた結果、兄を含め、家族の不安定な状況が徐々に改善され、本人も安定した生活を取り戻すこととなった。以後、関係機関の見守りが継続されている。

知的障害者に対する権利侵害は、被害者本人の被害意識があいまいで被害を訴える力も弱いことが多いことから、発見が遅れることになりやすい。

また、本人の意に沿わないかたちで介入することもむずかしいという状況はあるが、本人を取り巻く関係機関が権利擁護の視点に立って、的確な状況把握と機敏な対応を図ることが重要である。

障害者に関する主な相談機関

【大阪府相談機関】

- ・知的障害者サポートセンター
大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内
TEL 06-6768-0817 FAX 06-6768-8097
- ・こころの健康総合センター
大阪市住吉区万代東3-1-46
TEL 06-6691-2811
- ・身体障害者更生相談所
堺市城山台5丁1-2 府立障害者交流促進センター内
TEL 072-294-7961 FAX 072-294-7962

【法人等相談機関】

- ・社会福祉法人大阪府総合福祉協会（大阪府福祉人権推進センター）
大阪市浪速区久保吉2-2-3 TEL 06-6561-4194
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター
大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階
TEL 06-6764-5600
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会
大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階
TEL 06-6191-3130
- ・財団法人大阪府地域福祉推進財団（障害者交流促進センター〈ファインプラザ大阪〉）
堺市城山台5丁1-2
TEL 072-296-6311 FAX 072-296-6313

シリーズ

人権を
学ぶ場を
つくるとは③

“中立”であるために立場を明確にする

Facilitator's LABO <えふらぼ>、VAW研究会 **栗本 敦子**さん
くりもと あつこ

最近、ビジネスの世界でもファシリテーションへの関心が高まっています。「組織運営や会議などのプロセスに中立的な立場で介入し、場を活性化して力を引き出し、よりよい成果を導く」というように、その役割が説明されています。「中立」を辞書で引くと、「ある特定の立場・意見にかたよらず、中正の位置にあること」（「大辞林」三省堂）と出ています。では、人権を学ぶ場において、ファシリテーターが中立的である、とはどういうことでしょうか。

■対等な場をつくる

まず言えることは、「特定の参加者の立場・意見にかたよらない」ということでしょう。「どんどん意見を出してください」といいながら、ある意見だけを支持することは、「自由に、しかし私（ファシリテーター）の期待どおりに」という矛盾したメッセージを参加者に伝えることとなります。これは、前回にも述べたとおりです。

そのうえで、参加者が対等な関係で発言できる場をつくるための具体的な言動を行うことが必要です。社会にはさまざまな人権課題があり、格差が生じています。その現実には私たち一人ひとりのあり方や人間関係に反映します。残念ながら、複数の人がいる場で何の手立てもとらずとも対等な関係でいられる、ということは、ほとんどないと言っていいでしょう。だからこそ、ワークショップでは最初のルールづくりで、お互いが気持ちよくすごせるための確認をします。そのうえで、参加者の間におこるプロセス（関係的過程）に注目し、必要に応じて介入します。たとえば、職場の研修では日常業務の上下関係が持ち込まれがちです。それを軽減するために、肩書きではなく「〇〇さん」と呼び合うことを徹底します。また、参加者全体の割合では女性が多いのにもかかわらず、発表や意見は男性ばかり、ということもよくあります。そのようなときは、強制にならないよう気をつけつつ女性の発言をうながす、「先ほどから発言が男性の方ばかりですが」と指摘する、などの働きかけをします。ジェンダー意識は私たちの内面に深く根ざして、個人の行動に影響しています。そうした日常の行動のあり方を、ワークショップの中では少し変えてみる。そこで感じることも大切な学びです。参加者の関係ができるだけ対等で公正になるよう、場をつくっていくことがファシリテーターの役割なのです。

■力関係のバランスをとる立ち位置

人権に関わって問題だと感じられる言動があったときには、より積極的に介入しなくてはなりません。違和感をもったのに、放置し、見逃すことは、「差別を許す」ことにつながります。人権問題において、不作為は罪です。沈黙は強者を代弁するのです。ファシリテーターは、社会的に弱者とされる人の側に立ち、発言することが求められます。自分の立場をどう自覚し引き受けているのか、どの立場を選ぶのかが問われるのです。

これは、「中立的な立場であること」とどう両立するのでしょうか？

ファシリテーターをめざす人たちのワークショップで、この問いをなげかけたところ、なるほど、と思う説明がありました。「中立である、というのは、やじろべえの支点となる、ということである」というのです。「中立」というと、誰からも同じ距離をとった、真ん中に立つことをイメージしがちです。けれど、現実には力関係があるのに真ん中にいては、強い人がより力を持つことになってしまう。左右の重さが違うやじろべえを真ん中で支えては傾いてしまうように。やじろべえのバランスがとれる支点の位置、つまり、その場の参加者の力関係が対等になれるような位置こそが、ファシリテーターにとっての「中立」の立場なのではないか。分かりやすく、とても納得がいくと思いませんか。加えて言うならば、目の前のワークショップの参加者だけでなく、その場にいない多様な立場の人々のことも視野に入れた立ち位置を模索することも、必要となってくるでしょう。

■学びつづける姿勢でむきあう

こう考えてくると、人権を扱うファシリテーターというのは、あらゆる課題に精通した“聖人君子”^{せいじんくんし}でなければならないのか、と気が重なりそうです。

ある人権のワークショップで、はじめのルールづくりのときに「何でも言える雰囲気を」という意見が出されました。「“人権”という、こんなことを言っはいけないのでは、非難されるのでは、と萎縮しがちになるので」ということでした。そう感じている人は少なくないと思います。ましてや「ファシリテーターは問題のある言動には積極的に介入するべき」とすれば、さらに参加者は発言しにくくなりそうですし、ファシリテーターも“問題”に気づけなかったら、と不安になりそうです。

けれど、「介入する」というのは、非難する、問い詰める、ということではありません。発言した個人を責めるのではなく、発言の背景となっている社会の現実には焦点をあて、人権尊重の社会のためにどうしたらよいのかを考えるきっかけとして、ともに学ぶためにとりあげるのです。そのために、指摘は非難ではないことを確認し、「違和感率は率直に指摘する」「指摘を（防衛的にならず）うけとめ、そこから学ぶ」といったことも、ルールに加えたいものです。

このルールがあればファシリテーターは“聖人君子”にならなくて済みます。誰も知らないことや不十分な認識はあります。そのことを自覚し、指摘をうけとめる開かれた態度と参加者から学ぶ姿勢をもっていればよいのです。ファシリテーターである自分自身がよく学ぶためにも、参加者からどんどん指摘をしてもらえよう場をつくる。それができていれば、そのワークショップは、かならず参加者にとっても学びの多い場となっていることでしょう。

※このシリーズ（13号～15号）の内容にかかわって、ご意見やご質問をお寄せください。その内容を、次回（最終回）の参考にさせていただきますと思っています。（送付先は本誌12ページ参照）

大阪人権博物館（リバティおおさか）が 12月4日にリニューアルオープンしました



大阪人権博物館は、1985年12月に同和問題をはじめ、人権に関する歴史的資料を収集・保存、展示する「大阪人権歴史資料館」として開館し、1995年12月に「大阪人権博物館」と改称するとともに展示・施設内容を拡充しました。

このたび、新たな人権課題に対応し「人権の世紀」を希求する時代の要請に応えるため、常設展示室の拡張・充実、休憩コーナーの設置など装いも新たにリニューアルオープンしました。

総合展示の概要

統一テーマ 私が向きあう日本社会の差別と人権

私たちが生活している日本社会には、さまざまな差別や人権に関わる問題が存在しています。差別と人権に関わる問題は、社会のあり方と深く関係し、生きていくうえで誰もが直面せざるを得ない課題を投げかけています。この総合展示は、私たちが自分自身を見つめ、日本社会の差別と人権に向きあっていこうとするものです。

コーナー1 人権の現在

人権は、すべての人が生まれながらもっている権利であるとされています。しかし、それを認められなかった人びとが闘いによって具体的な権利として獲得してきました。さまざまな人権や権利は、私たちの生活にどのような役割を果たしているのでしょうか。

コーナー2 私の価値観と差別

私たちは、さまざまな価値観をもって生きています。価値観は、生きていくうえでの拠りどころとなっています。

また、差別としてあらわれることもあります。現代に生きる私たちの価値観は、どのように生きる力となっているのでしょうか。そして、いかに差別と関係しているのでしょうか。

コーナー3 差別を受けている人の主張と活動

差別を受けている人は、多様な主張をもちながら生活しています。ここでは、差別を受けている人が担ってきた運動や産業、つちかってきた文化、さまざまな主張をとりあげています。それらの活動や主張は、私たちに何を問いかけているのでしょうか。

コーナー4 私にとっての差別と人権

差別と人権の問題に関わるのは、差別を受けている人だけではありません。すべての人が教育や労働、生活の場などで、差別や人権の問題に関わっています。さまざまな人の語りから、私たちは差別と人権の問題にどのように向きあっていくことができるのでしょうか。

大阪人権博物館（リバティおおさか）のご案内

開館時間 午前10時～午後5時（入館は4時30分まで）
休館日 毎週月曜日（祝日除く）、祝日の翌日、第4金曜日、年末年始
入館料 大人250円
 大学・高校生150円
 （20人以上団体割引大人200円 大学・高校生100円）
特別展示開催時 大人500円
 大学・高校生300円
 （20人以上団体割引大人400円 大学・高校生200円）
 ※中学生以下・65歳以上・障害のある人（介助者含む）は無料
 ※人権週間（12月4日～12月10日）は無料
交通 JR環状線「芦原橋」駅下車南へ約600m
問合せ先 大阪人権博物館（リバティおおさか）
 大阪市浪速区浪速西3-6-36
 電話：06-6561-5891 FAX：06-6561-5995

リニューアル記念事業

第57回特別展 「部落問題に向きあった100人」

会期：2005年12月4日（日）～
 2006年2月12日（日）
 会場：大阪人権博物館 特別展示室

「改善」「水平」「融和」「解放」「人間」の5つをキーワードに、近代から現代にかけて部落差別の撤廃や解放に取り組んだ人物を代表的な100人にしぼって紹介し、どのように私たちが部落問題に向きあっているのかを考えようとするものです。

お知らせ

第4回 識字・日本語研究集会

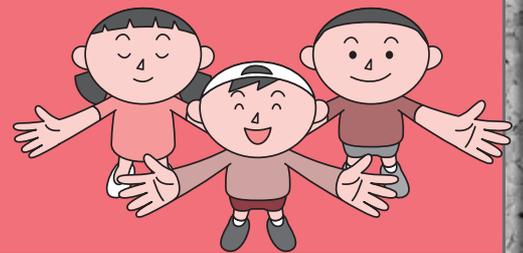
国連識字の10年(2003~2012)の4年目をむかえ、文字の読み書きや日本の言葉を学ぶ識字・日本語学習が大切になっています。この研究集会では、識字・日本語学習の進め方や教室運営の方法などを研究・交流し、学習活動がさらに充実することをめざします。

- 日時** 2006年2月4日(土) 10時~16時
- 場所** 大阪人権センター
大阪市浪速区久保吉1-6-12 JR環状線芦原橋駅
- 主催** 財団法人大阪府人権協会/識字・日本語連絡会
- 参加料** 無料
- 内容** 午前…全体会 識字・日本語の課題についての講演
午後…分科会 国連識字の10年の取り組み、学習教材づくり、教室運営などに分かれて研究
- 問合せ** 財団法人大阪府人権協会人権啓発部
TEL.06-6568-2983
FAX.06-6568-2985

そら人未来 **きぼう**

人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式 「ヒューマンライツ・おおさかメッセージ」

- 日時** 2006年2月18日(土) 14:00~16:00
- 場所** ワッハ上方(大阪府立上方演芸資料館)5階 ワッハホール
[大阪市中央区難波千日前12-7 (YES・NAMBAビル)]
- 対象** 府民
- 内容** オープニング
入選作品表彰式
入選作品の朗読とトークなど
- 主催** 大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪(人権啓発推進大阪協議会)・財団法人大阪府人権協会
- 後援** 大阪法務局・大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪公共図書館協会・大阪府PTA協議会・財団法人大阪国際児童文学館
- 問合せ** 財団法人大阪府人権協会人権啓発部
TEL.06-6568-2983
FAX.06-6568-2985



- 大東市**
- 人権週間記念のつどい**
 - 日時** 12月17日(土) 午後2時開演(午後1時30分開場予定)
 - 内容** 喜びも悲しみも、すべてがギフト 平松愛理トーク&ライブ
 - 場所** 大東市立総合文化センター大ホール(サーティホール)
 - 定員** 1200名
 - その他** 入場無料、手話通訳あり
 - 問合せ** 大東市人権推進部啓発推進課
TEL.072-870-9061 FAX.072-870-0907

- 堺市**
- 第2回人権教育セミナー**
 - 日時** 1月11日(水) 午後2時~4時
 - 内容** 講演テーマ: 「人と時代に恵まれて
—わたしの戦後60年と障害者問題—」
講師: 藤野 高明さん(元大阪市立盲学校教諭)
 - 場所** 堺市総合福祉会館 6階ホール
 - 定員** 200名 直接会場にお越しください
 - 入場料** 無料
 - その他** 手話通訳・要約筆記・磁気テープあり
 - 問合せ** 堺市市民人権局 人権部指導課
TEL.072-228-7159 FAX.072-228-8070

- 堺市**
- 題10回さかい男女共同参画週間(1/21~28)**
 - オープニング記念講演**
 - 日時** 1月21日(土) 午後2時~4時
 - 内容** テーマ: 「~今変わろうとしている~男女共同参画社会」
講師: 桑原 征平さん(元・関西テレビアナウンサー)
 - 場所** サンスクエア堺 B棟ホール
 - その他** 手話、託児あり(要予約)
 - ワークショップ**
 - 日時** 1月22日(日) 午後2時~4時
 - 内容** テーマ: 「“つながろう”子育て親育ち」
助言者: 北野 真由美さん(えんばわめんと堺/ES代表)
 - 日時** 1月28日(土) 午後2時~4時

- 堺市**
- 内容** テーマ: 「こんなに違う!? 子育て今昔」
助言者: 小谷 訓子さん(子・己育ち相談リリーフ主宰)
 - 日時** 1月28日(土) 午後6時~8時
 - 内容** テーマ: 「私らしく!あなたらしく!...って?」
助言者: 河原 和美さん(京都ハートネットワーク代表)
 - 場所** 上記のいずれもサンスクエア堺 A棟2F研修室2
 - その他** 託児あり(要予約)
 - 申込み・問合せ** 堺市男女共同参画推進課
TEL.072-228-7408 FAX.072-228-8070

- 泉佐野市**
- 第7回泉佐野市人権研究集会**
 - 日時** 3月5日(日)
 - 内容** テーマ: 「『差別撤廃条例』を暮らしに活かそう」
全体会と6分科会(人権基礎講座、まちづくり、福祉、女性、教育、同和問題など)を実施予定
 - 場所** 泉の森大ホール他
 - 問合せ** 泉佐野市人権研究集会実行委員会事務局(泉佐野市人権推進課)
TEL.0724-63-1212 FAX.0724-64-9314

- 熊取町**
- 人とひと・ふれ愛の集い 2005**
 - 日時** 12月11日(日) 午後2時(開場午後1時30分)
 - 内容** 講演: 「私のメルヘン~生きることと人権~」
講師: 米倉 齊加年(よねくらまさかね)さん
 - 場所** 熊取町民会館ホール
 - 入場料** 無料
 - 定員** 300名
 - その他** 一時保育あり 町内在住の1歳児~(先着5名)
1人150円
11月30日(水)までに要予約
手話通訳あり
 - 問合せ** 熊取町人権推進課
TEL.0724-52-1001 内線227 FAX.0724-52-7103



第11回 大阪市生野区
い かい の
旧猪飼野・コリアタウン



朝鮮から鉄の技術を伝えた渡来人の伝承を持つ比売許曾(ひめこそ)神社や、仁徳天皇が朝鮮の百濟(くだら)の人々の文化などを見聞したこと由来する御幸森(みゆきもり)神社などが点在する。また、「鶴橋」の語源とも言われ、文献で残る最古の橋「つるのはし」の史跡もある。このあたりは1973年の町名変更までは「猪飼野(いかい)」と呼ばれていた。奈良時代から平安時代には平野川の水運に恵まれて、多くの渡来人が住み、その技術と文化を伝えた地であった。

御幸森神社横の御幸通商店街を西に入る。屋根のある大きな門が見え、「KOREA TOWN」「百濟門」の文字が見える。在日コリアンたちが中心となって、コリアタウン構想を立ち上げて、日本人とともに商店街を整備した。ここでは、キムチやチヂミの匂いがたぐい、鮮やかな民族衣装のチョゴリや生活雑貨などの店が軒を連ねる。会話の中で朝鮮語が飛び交う。そして、現在では、学校の総合学習で、外国人とともに暮らす多文化共生の街としてフィールドワークに訪れたり、府外からの修学旅行もある。また、「韓流ブーム」の

JR環状線 鶴橋駅を降りて東に進むと、南北に走る通称「疎開道路」と交差する。この「疎開道路」を南に沿って、古代、

影響を受けて訪れる観光客が増えるなど、様々にその形を変えている。

現在生野区には、3万人を超える在日コリアンが住み、それは区の人口の4分の1。国籍に限らず韓国・朝鮮にルーツを持つ人はもっといる。日本の植民地政策によって1910年に朝鮮を併合したことや、朝鮮と大阪を結ぶ直行船が就航したことにより、多くの朝鮮人が生活のために日本に渡った。そして、生野・東成区にあった町工場で働くようになり、平野川の改修工事にも従事したという。

1500年も前の古代には、この猪飼野に、朝鮮からたくさんの渡来人が住み、大陸の技術や文化を伝えた。そこには尊敬があったであろう。そしてこの100年ほどは、日本による戦争での生活苦の中で移り住んだ韓国・朝鮮人の人々たちに対しては、植民地支配に裏付けられた不当な差別のまなざしもある。この相反する歴史を感じながら、今、多文化共生や「韓流ブーム」の中で、新たな「共生」を求めつづける街がある。



編集後記

- 1冊の情報誌を作るためには、様々な知識が必要です。もっとしっかり歴史を勉強しておけば、と実感しています。(T)
- 「地域で行う講演会で“そうぞう”を配りたいんですが」、「紹介されている方を講師に呼びたいんですが」というご連絡をいただく事があります。本誌が、人権啓発・教育に携わる皆さんが繋がるツールの一つになればと思っています。(M)

気持ち

泉佐野市 小学四年生(当時) 遠藤 悟

友達のオモチャをこわしてしまっただけはあやまった
友達はおこらなかつたけど
悲しい顔をしていた

お兄ちゃんにオモチャをこわされた
お兄ちゃんはおくにあやまった
ぼくは悲しくてなきながらおこった

自分のオモチャをこわされて
初めて気付いたあの時の友だちの気持ち
自分のオモチャをこわされてなかつたら
気付かなかつたあの時の友達の気持ち

イヤな事は されてなくても
これからは ちゃんと考えるよ
友達のお気持ち
みんなのお気持ち

2004年度人権啓発詩・読書感想文募集事業
(大阪府大阪府教育委員会・愛ネット大阪(財)大阪府人権協会の入選作品より)

2005(平成17)年12月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は48円です。

発行/大阪府企画調整部人権室

編集/財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp



「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、様々な偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。